

闘いは終わりではない。新しい出発だ

——障害者自立支援法と私たちの障害者運動——

蘭 部 英 夫

「世界から嗤（わら）われた日」。2005年10月28日、午後4時35分。衆議院厚生労働委員会は、事実上施行されることになる障害者「自立支援」法案を強行に採択した。

その翌々日の日曜日、私は岩手県花巻市で開かれた学習会に参加した。主催者予想の倍の60人ほどの参加者からは質問が相次いだ。年若い視覚障害のあるお母さんの質問に、私は涙で十分返答できず、「いっしょにがんばりましょう」と繰り返した。

「私は視覚障害者で娘は知的障害者です。娘はグループホームで楽しく暮らしています。でも、今度の法律で、お金がすぐかかるようになると、いまのグループホームにはいられなくなりそうです。私は自分のことで精一杯で、娘には、言葉の端はしできつい態度がでてるのです。娘は『私は悪いことしてるの?』『お母さんに迷惑かけるの?』と言います。私はごまかしたらいいいのか、黙って

いればいいのか、これから娘にどう接していいかわからないんです。どうぞ教えてください。ください」。

▼「やむを得ない選択」だったのか

31日、衆議院本会議は自民、公明の与党多数で法案を可決、障害者自立支援法は成立した。与党席からは誰一人の拍手もなかったという。実施は来年4月1日から。

「障害者自立支援法」支援」とは名ばかりだ。「障害者団体などが抱く懸念を、国会は聞く気がなかったとしか思えない」（北海道新聞社説11月2日）など、地方紙は障害者の実態からさまざまな問題点を指摘した。しかし、「報道統制」でもあったかのように沈黙を守っていた中央マスコミの朝日新聞は、同2日の社説でつぎのように論じている。「出費が増えるのは痛い、財源が確保されたことで利用者を増やせる利点がある。主要な障害者団体では、8団体のうち5団体が法

案の早期成立を求めたのは、こうした判断からだ。私たちもこれはやむを得ない選択だったと思う」。

内閣改造で辞任した尾辻前厚労大臣でさえ、民放テレビインタビューに答えて、財務省からの圧力を認め、「もう少し我々の努力が足りなかったのかなあ」と本心を吐露している。にもかかわらず、この社説は、厚労省が意図的に宣伝した一握りの中央団体幹部による「成立促進



【写真は、10・28国会前の行動から】

要望書」を根拠に、「やむを得ない選択だった」と結論する。本当にそうなのか。

▼現場で、障害者の声を聞いて欲しい

すでに小規模作業所などでは、「負担の費用が払えない」と利用抑制がはじまっている。皆さんの「障害程度区分」の導入で、「いま受けている福祉サービスさえ、半分以下になるのではないか」の不安が増大している。私の友人で、新潟で一人で暮らす重度の脳性マヒ者の鈴木正男さんは、こんな電子メールをくれた。

「いまは月額1万円ほどでホームヘルパー、デイサービス、ショートステイ、訪問看護、通院ボランティアなどの支援を受けているが、これが4月から月9万円の自己負担になる。障害者年金だけでは当然赤字。負担増に加え、市町村合併で新潟市になったが旧市にあった心身障害者医療費自己負担分助成は移行期間をへて来年3月で廃止される。その負担も増えてくる。とにかく暮らしていけない」。これが地域で暮らす障害者の声だ。そして4日。国は、生活保護費のうち生活扶助、医療扶助、介護扶助の国の負担を現行の国負担率4分の3を2分の1に引き下げる「見直し案」を提示した。障害者福祉切り捨ての動きは、すべての社会保障切り捨ての動きに直結している。

▼重い人ほど負担が増える

さて、障害者自立支援法の概要を述べると、まず、3年後の介護保険制度への一方的な統合を想定した「応能から応益」負担を柱とする障害者福祉制度の大転換であることだ。「火のついた屋台船から、オイルの漏れだしているタンカーへの乗換」と揶揄されるが、「介護保険」は「福祉」ではなく「保険」だから、利用者が一部負担するのは当然だという考え方が基本だ。

生活保護水準さえも確保されていない。きわめて低所得の障害者（月額1級8万3千円、2級6万6千円）に、トイレや外出することさえも個人の「益」とする。小規模作業所に働きに通うことも（工賃は現在月5千円〜1万円程度）施設サービスを利用するのだから「利益」となる。障害の重い人ほど費用負担は重くなり、しかも家族がその負担を負うことになる。国会審議では「限りなく応能に近づけた」と言いつつ、「国は税で9割を負担するのだから、障害者も可能などころで1割は負担していただく」（尾辻厚労大臣）と答弁した。本音を語ってしまったのは「介護保険制度」の生みの親〓中村社会・援護局長の「福祉は買うもの。それが新しい福祉の考え方」だ。これはさすがにまずいと思ったのか後日撤回された。

国が「安心装置」という「上限区分」（1カ月の負担の上限）は導入されるもの様々な条件がある。

○食費〓入所施設などの食費はすべて自己負担（3食で月5万円）。障害乳幼児が利用する児童デイサービスでも同様に食費は自己負担になる（3年間の限定で社会福祉法人施設利用者には減免があるが、3年たてばそれまで）。

○医療費〓更生医療・育成医療・精神障害者の通院医療費公費負担制度が「自立支援医療」となる。たとえば精神障害者の通院医療費はいままで5%の負担額がいつきに倍の1割（10%）負担となる。（精神通院はその後、減免範囲が広げられた）。いのちを危うくする制度改悪だ。

▼福祉制度・施設制度も大変換を強いら

さらに、福祉制度・施設制度の大幅な変更がある。現在の福祉サービスは居宅介護などの「介護給付」、就労移行支援などの「訓練給付」（この2つはいわゆる「義務的経費」と地域活動支援センターなど「地域生活事業（補助金）」として国が経費の2分の1以内を補助。市町村が利用料、機能、対象を決める）の3事業に再編される。これにより、従来のガイドヘルプ（移動介護）は「移動支援」と変質して、手話通訳派遣、日常生活用具給付なども「地

域生活事業」とされ、市町村まかせ（押しつけ）の不安定な「補助金」事業となるのである。さらには「障害程度区分」という認定基準によって、現在受けている福祉サービスさえも受けることができなくなる恐れがある。

▼「希望」はあるのか

鹿児島から要請行動に上京したお母さん。「あなたが生んだんでしょ。だから死ぬまで背負いなさい。この法律はそう言っている。私たちが手をつながないとこの国は変わらない」。

私たち障害者団体や個人はこの闘いを通して、量的にも質的にも鍛えられた。連帯こそが力の源泉であることを学んだ。法案が閣議決定されたのが今年の2月。通常ならば5月か6月に決着している。それを、5月12日6千6百名の巨大ブオーラムの成功で世論を変えた。炎天下の7月5日には史上最大の1万1千人による国会への大デモを成功させ、一度は廃案に追い込んだ。そして、自民圧勝の情勢下でも、最後の2週間には猛烈な要請行動をとりくんだ。

「このままの障害者自立支援法案では納得できません！ 当事者・地方の声を国会にとどけよう！ 2週間行動」は、北海道、愛知、大阪の共同行動の代表、京

都の乳幼児関係者、知的障害者親の会や精神障害者の家族会、脊髄損傷者の会など中央団体とは異なった見解を持つ地方組織のリーダー8人がよびかけ、のべ3千名が参加した。連日すべての衆議院議員を回った。作業所利用者は自分の思いや願いを作文や手紙にした。障害の重い人の分は軽度の人が代読した。直接行動に参加できない人たちはメールやFAX、ハガキや手紙で、自分の言葉で訴えた。こうした障害者の声や実態をもとに、野党議員と連携しながら政府を追いつめたのである。

よびかけ人の一人・市江由紀子さんの発言を最後に紹介したい。彼女は筋力の落ちる難病だ。名古屋からストレッチャーで、まさに命がけで、何度も国会へ駆けつけた。笑顔がとびきり素敵である。

「……私たち障害者には、家族の負担になる人生しか与えられないのでしょか。日常生活のすべての場面で全面介助が必要な私は、現在一日20時間の認定を受けていますが、障害程度区分のチェックシートで審査すると一日2時間程度の介助という結果が生まれました。

障害のある体で生きることが不幸だとは思っていませんが、不自由さを感じることがあります。だれがなにをしたせいでなく、たまたま私に障害を負って

生きる人生が与えられた。それなのに障害故に援助を必要とすることまでも『自己責任』で解決しろといわれ、その『責任』において利用料金の支払いを求められ、自分らしい生活をつくることも許されない。

私たちの国が、だれもが安心して生きられる国であることを切に願います：「」

施行は来年4月。にもかかわらず、政省令は明らかにされない。ずさんな「障害程度区分」では、サービス利用がまともできない。市町村障害者計画づくりはこれからだ。障害者自立支援法は成立したもののボロボロ状態なのである。闘いは「終わり」ではない。「新しい出発」だ。

○この間の行動のようすは以下に掲載しています

<http://www.normanet.ne.jp/~jadh/75action.html>

サイト名は、「このままの、障害者自立支援法案、では自立はできません！ 7.5緊急大行動記念ライブラリー」

（そのべ・ひでお、全国障害者問題研究会事務局長）

